

広島市公共事業再評価審議会諮問要綱

(設置)

第1条 この要綱は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）に規定する広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）に対して行う諮問について、必要な事項を定める。

(諮問事項)

第2条 審議会に対して行う諮問は、広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領（平成10年10月20日）に規定する再評価の対象とする事業に限るものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。